

第4回甲賀市投票区域編成審議会

【議事録】

1. 開会あいさつ（会長）

○事務局説明

本日は事前に資料を送付させていただいていることから、資料については事務局から概要のみを説明させていただいた後、委員の皆様からご意見等を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、本日傍聴の方にも委員の皆様と同じ資料をお渡ししております。

「投票区の見直しについて」という答申案につきましては後で回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

会長：それでは本日の審議会を進めてまいります。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、一つ目の投票区見直しに伴う支援体制（案）の資料について事務局から説明をお願いします。

2. 投票所等の見直しについて

【事務局説明概要】

- ・投票所の見直しに伴う支援案ということで、現在考え得る支援体制を検討していきたいと考えている。
- ・期日前については、大型商業施設での期日前投票所の開設、移動期日前投票所の実施。当日については、共通投票所の導入、タクシーによる自宅から投票所までの移動支援。この四つを検討していきたい。
- ・大型商業施設での期日前投票所は水口町の1店舗を考えている。一部店舗のスペースを借用して投票所を設けたいと考えている。
経費は、施設の借用代とパーテーション等の備品代が必要となってくる。
課題は、不特定多数の方がおられるので、投票用紙の盗難の防止、秘密が守られるようなパーテーションの設置が必要。またインターネット回線のトラブルなどが挙げられる。
- ・移動期日前投票所は投票所を終日開けるのではなく、公用車を使用して投票設備を運んで集会所などで投票できる仕組みを考えている。
課題としては、投票管理者と立会人の確保、インターネット回線のトラブルの対応策を考えなければならない。

- ・共通投票所の導入は、現在長浜市が導入している。概要は、市民すべての方がどこの投票所でも投票ができる。すべての投票所をネットでつなぎ、どこでも投票ができるため、有権者にとって最も効率的な投票ができる。近いところや、仕事の途中で投票することが可能になる。課題は経費が高額になる。システムの構築費、サーバーの借用についての回線費用がかかる。またネットの回線がトラブルになった時の対応を考える必要がある。
- ・タクシーによる自宅から投票所までの移動支援について、現在考えているのは、甲賀市にあるタクシー会社2社に6台を借用することを想定している。時間は7時から19時までの12時間。試算経費は1日38万1600円になる。
課題は、不正に利用されないことがないように、乗車時に入場券の確認をすることを考えている。
- ・その他の投票制度は、郵便による投票と、病院や介護施設などでの投票があり、現行の制度を記載している。既存の制度もより周知をしていきたいと考えている。
- ・市民の方への周知方法は、現在も実施しているが、広報紙、選挙公報、投票入場券などで周知をしていく。全戸配布というような案内も考えていきたい。
- ・その他の選挙啓発は、現在選挙管理委員会の方で実施していることを記載している。
- ・安全で安心な投票環境へ向けて、現行はバリアフリー対策や代理投票のサポートをしている。新たな取り組みとして、コミュニケーションボードや投票支援カードを導入して、より投票しやすい環境づくりを考えている。コミュニケーションボードは四国中央市の選挙管理委員会が作成した資料になっている。投票支援カードは、支援が必要な内容を記入してもらい、職員がサポートさせてもらうものになっている。こちらも同様に、四国中央市の選挙管理委員会が作成したものになっている。
- ・安全で安心な体制づくりについて、今後も災害が頻発することを想定して、現在の職員体制で臨みつつ、災害にも備えて、かつ選挙も適正に行われるということが大原則になる。職員数は合併時から現在に至るまで250人ほど減少しているという現状もあり、かつ災害が発生したときには、交代要員も含めて、420人ほどの待機職員も確保していく必要がある。従来は業務に支障が出ない範囲の中で投票所の見直しを行っていきたい。例えば最大4票という選挙があり、従来の95か所の投票所で進んでいくと、従事者が538人、開票事務が150人かつ災害対応で420人必要とすると、1,108人必要ということになり、現在の800人という職員数を上回ることになり、かなり厳しい状況になっている。見直した場合でも、800人ほどになるので、それでも厳しい状況になっている。現在の職員数で災害対応も選挙も適正に執行するならば、投票所の見直しは早急の課題となる。

会 長：ありがとうございます。ここまでの事務局のご説明に対してご意見、ご質問があれば挙手をお願いします。

委員：4ページの移動期日前投票所の実施について、留意点や課題等の中で投票管理者や投票立会人の確保というのは平日になるかと思う。案の中では自宅から投票所まで3kmを超える場合に配慮するとなっているが、対象地域を巡回するのは選挙期間中1回を想定されているのか、2回ぐらいを考えているのか。また、投票管理者や投票立会人は区長を通じて選定をしているが、移動期日前投票所の実施は平日になることから、区長がますます選定に苦慮する状況が懸念される。その辺をどのように考えているのか。

事務局：3km以上の投票所ということで、現在候補となっている19箇所の投票所を順番に回る予定をしています。それぞれの地域で投票管理者や投票立会人をお願いする訳では無く、同じ方に順番に回っていただく予定です。
また、一つの投票所で1日中するわけでは無く、3時間など時間を設定して順番に回っていく予定です。

委員：3回目の審議会からの話でもあるが、投票所の見直しをしていく中で、今後は投票管理者、立会人の方々の動きも変わってくるかと思う。市の職員の負担を減らすことも大切だが、市民の負担を軽減していくことも今回の見直しで必要だと思うため、いろいろなご意見をいただいて、最終的には訂正するかもしれないが、頭の中を柔軟にしながら、今まで通りを見直していくことも必要なことと考えている。

委員：投票管理者や投票立会人は、その地域をよく知っている人でなければならないという規定はないと認識している。

事務局：そうです。公職選挙法が改正されまして、かつてはその地域の人に立会人をやっていただいていたが、現在は選挙権があれば問題ありません。

委員：私が知っている限り、選挙の立会人は基本区長を通じて選任されていると思うが、区長の権限が及ぶのは、その区に加入している方である。よって、区長は区に入っていない方に対して立会人を依頼する権限がなく、立会人という制度は区費を払わないと当たらない状況である。そのうえで、法律も変わり誰でもできるならば、区で選ぶ制度自体がすでにおかしいのではないか。

委員：区から代表で出てもらう訳では無く、区費を払っている、払っていないに関係なく、市民であればという大きなくりにすれば、移動投票所は1日1人の立会人に回っていただくことも可能になってくる。

委員：原理原則論はそうだが、現実には区長を通して選んでいる。今までは、各区単位で物事が進んでいたが、見直しをすれば規模が大きくなるので学区単位で考えなければならなくなる。そうなれば区長会長に立会人選任依頼がきて、その後地域の区長会に選出の依頼をする形になる。誰が立会人をしてもいいという話になるなら、事務局は区長に依頼をしないでほしいという話になるのが筋だと思う。

委員：現在、期日前投票所は5箇所でされているが、それらの立会人は区長にお願いされているのか。

事務局：今までの立会人経験者をお願いをしている状況です。当日の投票については、各区をお願いしているところもあり、投票所によっては複数の区があるので、そこは調整をさせていただいてその中から選出させていただいています。

委員：確かに今まで区長あてに立会人の依頼があるが、立会人は本当に大変な仕事で、できればいろいろな人にやってもらう方法があればいいと思うが、実は令和6年度からまちづくり協議会というものが発足される。まちづくり協議会の取り組みはすべての市民に関係するので、まちづくり協議会の中で立会人を推薦していくなど、今までの区長を通じてという方法ではなく、新しい大きな枠組みの中で考える必要がある。もう一点、甲賀市の施設の30%前後で財政が非常にひっ迫している。統廃合など多角的に考えながら、一丸となって総合的に考えていかなければならない。

会長：ありがとうございます。お話が投票区の見直しを超えた内容でしたが、立会人の確保が難しくなっていくことはこの見直しの話に関係しますし、見直した後にどのように立会人を選んでいくのかについて問題意識があると理解しました。この点をどこまで答申に入れるのかですが、見直したときに新しく統廃合された投票区の立会人をどう確保するかという点について、ご意見等ございましたらお願いします。

委員：区費を払っていない方が立会人に当たらないのは公平性に欠けておりよくないと思うので、すべての市民から立会人は選べるという姿勢を感じられるように答申に書き入れてほしい。区に入っていない、区費を払っていないから選任対象から外れるのは変えてほしい。

委員：拘束時間が長すぎるため、立会人は半日程度でもいいとされたらどうか。また、手当が出ることを意外と知らない人がおられるためその点の周知が必要である。

委員：条件面というよりも立会人を選ぶことが大変だと感じる。

会長：立会人を選ぶことはかなり大変だということが、皆さんの共通認識だとわかりました。立会人を確保することはかなり困難だということで、今までのようなやり方では厳しいというご意見もありましたので、見直しに対してその点を考慮してもいいと感じました。次の議題の話ですが、答申案にもそのようなことが書いてあるので、その方向で考えていけばどうかと思います。

委員：確認と意見ですが、甲賀市としては期日前投票の割合は増えていっていいという考え方なのか。というのも、選挙公報が届いていない状況で投票するのはどうなのかとを感じる。候補者の意見や主張が書かれている非常に大事な資料だと思うので、これが届くまでの間に投票することに対してどういう認識なのか確認したい。

事務局：議会でも質問をいただいておりますが、物理的に最短でお配りできるスケジュールで配布しておりますが、おっしゃる通り期日前投票が始まってなかなか届かない地域があります。紙で配ることには物理的な限界がありますが、ホームページに選挙公報を掲載していることや、投票所に選挙公報を置いているのでその場で確認していただくという方法もあります。

全体的に期日前投票の割合を増やすことが市の方針ではなく、投票者の数が増えることが大切だと思っています。ただおっしゃる通り選挙公報が届くのは遅いという現状の中、届くまでに投票したい方には期日前投票をしていただき、その際自分なりにホームページで選挙公報を確認していただくか、投票所の選挙公報を確認していただくなどの方法をお願いしたいと思います。

委員：3 kmを超える投票区は閉鎖するという方向で話が進んでいると思われるが、3 kmを超える投票区も残すという考えはお持ちではないのか。

事務局：案としては3 kmを超える投票区は閉鎖して、その点を補うために支援体制案を考えたということです。

委員：前回の会議が終わってからいろいろな人と話す中で、投票区を残してほしいという意見も多かった。3 kmを超える投票区も残す案を記載してもよかったのではないかと。

委員：答申の中では、減らすことに対して賛成の少数意見もあったと記載されると仰っ

ていたが、その予定なのか。

会 長：答申の議題については、まだ決まっている訳ではありません。これから議論すればいいと思いますし、どれだけ減らすかは次の答申案の議題で決めればいいと思います。答申案には特に数字が書いてある訳ではなく、3 kmというのはむしろ3 km以内とするという表現が書いてありますので、見直しで超えた場合に支援体制を適用するという形です。

委 員：まず、期日前投票とはそもそもやむを得ず投票に行ってもらうもので、本来の公職選挙法の趣旨ではないと考えられ、投票所が少なくなる部分を期日前投票で補おうとすることは、公職選挙法の趣旨と整合性が取れていないと思う。期日前投票は投票日当日以外でも投票に行けるという利便性はあるが、公職選挙法がなぜ選挙期日まで何日間も選挙期間を確保しているのかを考えたときに、例えば選挙カーでの広報や個人演説会などの形で選挙へ参加する機会の均等を図っており、それを途中で中断して本人の事情でやむを得ず投票できるようにしているのが期日前投票の本来の趣旨だと考えられる。甲賀市の投票所見直しは、期日前投票の利便性の部分だけに便乗していると思われるため、公職選挙法の趣旨としっかり整合性が合うような形で検討していただきたい。

委 員：3 kmを超えるから支援をして投票率が下がらないようにするのは理解できるが、甲賀市すべての方が平等に支援されるようにしていただきたい。
また、立会人の件ですが、区に入っていない方について市で把握できないか。できるだけ不公平がないように、なにかしらの対応をお願いしたいと思う。

会 長：期日前投票をどこまで利用するのかについて、おっしゃる通りだと思います。本来的にはあまり使うべきでないと思われるので、投票区の見直しをするから期日前投票を利用して投票してくださいというのは、ロジックとしておかしいのはその通りだと思います。しかし、実質的に投票権を保障する手段を確保することが重要であり、やらないより、やった方がよいと私は思っています。それを行使するかは本人の判断になるので、よく情報を勘案し判断してくださいと提案し、周知すれば筋は立つと思います。少なくとも違法ではないでしょうし、お気持ちとしては分かりますが、どこまでロジックにこだわるかだと思います。投票権を行使する手段を保障しないというのは、それはそれでおかしいと考えます。

委 員：そうなれば減らすべきではないと思う。

会 長：もちろんその考えもあります。

委 員：むしろ投票所を増やす方が投票率は上がる可能性もある。検証したことはないだろうが、コストカットをメリットとして簡素化するのか、よりコストを払ってでも投票率を上げるのかは、もう少し考えなければならない。先ほどの話にもあった通り減らす前提で話が進んでいるが、どちらに重きをおいているのか。

会 長：コストの面ではなく、資料の13ページ以降に掲げている行政職員の配置の問題だと考えられますが、例えば行政職員をもっと増やすことや、選挙のときに臨時で人を雇って増やすのも一つの方法ではあると思います。一方で、すぐに行政職員の数は増やせないうえ、臨時で雇うにしても当然財源は必要になります。答申で職員の数を増やすことを書くことは可能かもしれませんが、基本的には今の条件の中で考えるものですので、人を増やさないという話であれば今の議論は難しいと思います。

委 員：区長をする中で、区にはいろいろな大きな課題がある。区の人口が減ってくるうえ、少子高齢化や空き家問題もある中で区長は管理者や立会人も選んでいるが、実際に管理者や立会人をするのに手を挙げる人は少ない。時間の制約と非常に責任が重い点が要因として考えられ、そのことから特に若い人が手を挙げることは難しいと思う。そして、どこかのタイミングで管理者や立会人の選出の仕方について改めなければ選出する人が見つからないという状況になり得る。実は今は区長でさえ輪番制のところが多く、1年の任期で終わりという考え方が多くあるため、どこかで変えなければ今後区長をしていくうえで非常に難しくなる。

委 員：今までは区長が安心して任せられる人を選出していたと思うが、時代の流れもあり区長の負担がどんどん増えている中で、今まで通りではいけないと感じる一方、いきなり変えるのはかなり厳しいとも思う。どう審議するべきか難しいところだが、議論の一番のポイントは職員数を減らす部分だと思う。災害時の人員の件や働き方改革の流れによる勤務時間の制限などのこともあり、これまでの職員が出て当たり前という意識は変わってきている。すべてを今まで通りということは厳しいが、次世代に繋げていくことを考えると今が思い切って転換する時期だと感じている。この審議の中でも、今こそ意識を切り換えるときだと思うが、悩ましいところもある。

会 長：行政職員の問題は答申案の2の(3)にも記載されていますが、実際に甲賀市で

も不適正処理が発生しています。行政職員の数が足りないという問題が、実際の選挙事務に影響しており、既存の体制のままであると、また選挙の根幹を脅かすこととなります。

委員：職員の人数が増えても足りなくても選挙事務は絶対に正しくやるべきものであって、それは話が別である。職員の人数が多いから不正が多くなる、または人数が少ないから不正が少ないではない。投票所が少なかったら不適正処理は起こらないとは言い切れない。

会長：甲賀市だけではなく、実際に全国的に不適正処理は起こっています。この場で証明することはできないですが、行政職員の数が減ってきているのが一つの原因とされていると、言われていることは事実です。

委員：選挙事務は職員でなければいけないのか。職員だけではなく職員以外の方が対応することはできないのか。

事務局：特に法律で決まっている訳ではないと思いますが、選挙の時だけ職員以外に業務を頼むより、選挙事務に慣れている職員に任せるほうが間違いも少ないという思いがあります。

委員：職員以外でもいいのなら、職員以外の方が事務をするのも一つの検討案だと思う。今まで職員に払っていた費用を委託先に払えば費用の面でも問題ないと考えられ、新人職員と職員以外の方が事務をするのと、回数的に変わらないため経験値も同じという考え方もできる。また、職員のOBもいると思うので、このような方法は可能だと思う。

委員：災害対応人数の420人はどんな根拠があるのか。

事務局：今想定している420人という数は、23箇所の地域市民センターで避難所を早期開設したときの合計数になっています。各所属の出動人員が決まっており、一回あたり140人の3交代で420人という数になっています。

委員：職員の災害対応は、もちろん市民のためであるのは当然だが、市民を守るために選挙体制を見直さなければならないという考えは、投票の機会均等を欠いてでも見直しを優先するという姿勢にどうしても映ってしまう。災害対応の数がどうしても絶対数必要なので、そのためなら投票所を少なくしてもいいという理論にな

ってしまっている。この場はあくまでも見直しの投票所の数が適正なのかを審議する場なので、数字だけが先行してしまうと全体としての整合性はどうかと疑問に思う。

会 長：いろいろな角度から議論がされていますが、今日の議題は二つありまして、見直しに伴う支援体制についての話と、最終的な答申案の話があります。今のところ皆さんは答申案の話をされていると思いますが、最終的な答申案は置いておいて、もし見直しをする場合現状で大きく四つの支援体制案があると思いますが、まずはそれぞれの案についてさらにご意見があればお願いします。

委 員：まずバリアフリー措置は優先的にトイレからやってほしい。理由は投票する時間は短いですが、投票所まで歩いて来られる方や車いすの方だと時間がかかるので優先的にやって欲しい。

次に、本当にひとりで移動できない人もいる中で、そういう方ももちろん投票権があるので、そのような方への投票に関する措置を優先的に考えないといけない。最後に、投票支援カードの記入について、対応する人数が多ければそれだけ職員負担が増えるのではないかと感じており、簡素化できる部分はしたらいいと思う。

会 長：ありがとうございました。貴重なご意見だったと思うので、支援策として入れていくべきだと思いました。他いかがでしょうか。見直しに伴う支援体制についての話はこれで閉じてもよろしいでしょうか。また、これについて承認は取ったほうがよろしいでしょうか。次の答申案の話と連動しており、おそらくこれだけで承認にはならないと思いますので、支援体制案についてさらにご意見ございましたら、次回の会議までに事務局までお願いします。

委 員：移動期日前投票所について、投票所まで3kmを超える投票区域で実施とあるが、3kmの理由はあるのか。人数が多い地域ほど移動が困難な方の比率は増えるため、そういう意味では投票機会の確保は等しくしたほうがいいと感じる。

会 長：見直しによって、距離で判断ではなく人が増えた投票区域でも移動期日前投票所を実施したほうがいいということですか。

委 員：見直しによって利便性が良くなったとしても、そもそもやるべきことだと思う。

会 長：そもそも見直しによって投票所までの距離が遠くなることや、投票区域の人が増

えることと関係なく、普段から投票が困難な人のために移動期日前投票所を実施したらいいのではないかという意見ですね。そもそもやっておくべきという意見ですが、貴重なご意見だと思いますので記録しておいてください。さらにご意見ございましたら、次回の会議までに事務局まで提案ください。

3. 投票区の見直しについて（答申案）

会 長：では、次に二つ目の議題に移ります。投票区の見直しについての答申案について事務局から説明をお願いします。

委 員：その前に確認したいのだが、見直しの答申案について、現実には方向性が決まった段階でないにもかかわらず、審議の途中で答申案が出てくるのはどういう意味なのか。甲賀市の審議会はいつもこのように進めているのか。

事 務 局：事務局で検討した中で、一旦今までご意見いただいた内容を中心に答申案を作らせていただき、あくまで案として、どのような形で答申をしていけばいいかお示しする意味で出したものです。中身については審議会で決めていただくのが本来ですので、中身がこの答申案と全く違う内容になることもあり得ると思いますし、まずはどういうものを出すことになるのかを見ていただくために案として出したということです。

委 員：それはどうかと思う。事務局が示されている見直し案の具体的な数字や内容について、可否による結論を出すのか、それとも見直し案はあくまで参考にとどめておいて最終的には委員の意見をまとめていくのか、この審議会を最終的にまとめる方策も決定されていないうえ、まだ意見が出て議論をしている最中に答申案が出てくること自体がおかしいと思う。中身がおかしいという話ではない。仮に今日この場で議論がすべて終わり、会長が次回から答申案について協議すると言うなら理解できるが。

会 長：いろいろな考え方があると思いますが、現状では次回で終わりの予定となっています。

委 員：次回で終わるために審議の途中で答申案が出てくるのはおかしい。

委 員：期間を延ばしてでも、回数を増やしてでも議論しなければいけないことは議論する必要がある。答申案の最後から三行目に書かれている「移動期日前投票所」や

「自宅から投票所までの移動支援」、「共通投票所」などを実施すると書くのはまだ早いので待ったほうがいい。回数を重ねても議論すべきだと思う。

会長：現状で当初予定していた審議会の回数以上の審議をしています。さらに、このままずっと続ける訳にもいきませんし、結論は答申案の内容と全く異なってもいいと思います。

委員：例えば審議会をしていく中で、第何回までにある事柄について議論しましょうということや、この回以降は答申案の議論をしましょうという形でタイムスケジュールを組んでいて、その流れに沿って答申案の話が出てくるのなら理解できる。しかし、委員の中には去年の区長会長と交代してあて職で入っており、そのような状況の中で、次回で終わるために答申案を出してくるのはおかしいと思う。

会長：私は今までいくつか審議会をやってきましたが、途中で答申案を出すこともあります。

委員：それは審議会の委員の議論がまとまった状態での採決なら問題ないが、まだ意見を募っている段階ではおかしいと思う。

会長：採決を取ろうとは思っていませんし、多数決を取ろうとも思っていません。

委員：多数決を取るのかどうかも委員で協議をして決めればいいことだと思う。

会長：今まで議論してきていろいろな意見が出ていますが、なかなか方向が定まらないので一旦事務局で考えている答申案を出してもらい、それを基に議論していただければと思って出したもので、この案に縛られる必要はまったくありません。

委員：確かに審議をしている中で答申案が出てくることは本来であればおかしいかと思うが、審議会は限られた日程の中で進める必要があるので、事務局が同時進行という考えから出されたものだと思う。

委員：それは話が違う。回数が限られているから、同時進行で審議するというのはおかしい。次回で最後1回というのはわかるが、それならば元々第何回目の会議で意見を出し合うのは最後にしようとして事前に申し合わせを行って、その次の会議からは答申案について協議をしようというタイムスケジュールを組んであればよかった。回数の問題ではなく、タイムスケジュールに沿った周知を委員に行い、第

何回目の会議までに意見を集約するかを決めてまとめていき、最後に出てくるのが答申案だと考えているため今の状況に驚いている。

会長：ありがとうございます。では、今回は答申案について議論しない方がよろしいですか。皆さんがそれでよろしければ、今日は議論しないということにかまわないと思います。

委員：あて職の方からすれば2回目の会議で、かつまだ見直し案について意見を出している最中にいきなり答申案が出てくるのはかなり早いと思われるだろうし、おっしゃることはよくわかる。

委員：審議委員を決定する際に各区長会長に参加していただくことになり、任期が終わる際、本来でしたら前任の方に引き続き参加していただくと審議の流れがわかるのだが、交代された地域もある。地域を代表して来られており、2回の会議の審議後に市民に説明するというのは大変なお役目だと思うので、おっしゃることはわかる。

委員：自分の地域の区長会長は固定されておらずあて職で当たるので、今後審議会が続くと3人目が来ることになる。

委員：今回の審議会に限らず、皆さん任期で変わることが多々ある中で、審議委員にも人数が必要であるためあて職という形は大事だと思うが、そろそろあて職という体制を変えていかないと審議が途中でどんどん変わってしまい、本来すべき議論ができなくなってしまう。

委員：あて職と言われているが、責任をもって発言するつもりで参加している。そして、この投票所の見直しについては、まだまだ委員の中でも意見がまとまっていないのでしっかり議論を尽くすまで審議会をするべきであり、その審議の内容をしっかりと議事録に残して、後々市民が見返したときに問題がない議論がされていたことを証明しなければいけない。投票所の見直しは投票率ひいては甲賀市の未来に関わることなので、みんなの意見を入れて答申案を作ることになるだろうし、答申を出すときに意見がまとまらなければ、それも答えなのでそれは仕方ないが、議論を十分尽くしていないのに審議を終了するというのは市民に失礼なので、責任をもって最後まで議論をするべきである。

会長：あらゆる議論をしていただいたらいいかと思います。皆さんのご意見は見直しを

しないほうが良いという結論なのでしょうか。

委員：私は見直しに賛成なのでこの審議会に立候補した。人口が減っているのに、投票所の数が同じなのは物理的におかしい。そして、投票所が少なくなっても今のままでも選挙で誰かが当選するという行為の結果が出てくることは変わらないという考えがあり、将来の人口減を考えると事務局の素案よりもっと少なくてもいいと思っている。

会長：選挙結果が変わらないから少なくするという考え方は乱暴な議論になってしまうと思います。有権者の投票環境を保障しなければならず、どこでその環境が保障されているとみなすかは難しいところではありますが、投票しにくい環境にするというのはよくないと思います。ただ、人口が少なくなっていくことを考えると投票区を少なくしてもいいというご意見だと思いました。

委員：現在甲賀市では自治振興会からまちづくり協議会という形に変わる動きがあるが、その中で様々な課題に直面している。10年20年先の甲賀市の未来を考えたときに、激変緩和措置で段階的に地域の実情を考慮しながら物事を捉えていき、最終的に事務局案で示されている投票所の数にするなら、それは仕方がないと思っている。言いたいのは、一時的な感情を優先して物事を判断するべきではなく、たとえば国の機関の人口問題研究所が出している将来人口集計を見ればこの先の甲賀市の人口推計が把握でき、そのような資料を基に物事を判断していくことが、10年20年先の物事をみるということだと思う。甲賀市が少子高齢化の道を歩んでいく中で、投票所の見直しを一気に進めるのか、または個人的には激変緩和措置でたとえば10年ほどを基準に段階的に投票所を減らしていく方法もあるのではないかと考えている。

会長：答申案で私が考えていた方向性としては投票所の減らす数や場所を決めるのは難しいので、この審議会では、今後の人口減少を踏まえて長期的に減らすような答申案にしようと思っていました。

委員：人をまとめないといけないので、会長のお立場はよくわかる。

会長：何かを減らそうと思っていないし、あまり減らすことに対する意見も出ていませんので、減らす方向性で話をまとめるつもりはありませんでした。そういう表現は慎重にしつつ、多少は減らすことを選挙管理委員会で検討してほしいという方向性を審議会でご答申するのが方法として一つあるかと思います。または、減ら

すべきではないと答申をまとめるのも一つの案だと思います。

委員：選挙のときに24人以上の候補者の意見を聞きに回るのはすごく大変だが、私は甲賀市の未来のことを考えて、できる限り多くの候補者を見て回り内容を聞くようにしている。そして、個人的なやり方だが選挙当日ラスト1時間まで悩んで投票している。これに対して、期日前投票を助長することには反対で、期日前投票は1日目でも投票できるので、候補者の意見を聞かずに投票できてしまう。コスト等の問題もわかるが、選挙の本質は候補者の意見をしっかり聞いて誰を選ぶかというプロセスにあると思うし、甲賀市の未来のためにはこの本質の部分が重要だと思うので、ぜひこの部分は答申案に含めてほしい。

委員：若い世代には候補者が誰かわからないゆえに投票しないという考えがあり、その結果投票率が低下してしまうケースが見受けられるので、最後までしっかりと候補者の意見を聞くのは大事なことだと感じる。

委員：そのうえで、コストを減らしたり、投票所の数を減らしたりするのはわかるが、そこをしっかりと判断しないのであればすべきではない。

会長：期日前投票を推奨しているという意味に捉えられないようにしてほしいという意見はよくわかります。それは啓発で対策をすればいいと私は思います。期日前投票を充実させることによって変なメッセージにならないように強調すればいいでしょうし、ミスリードにならないように期日前投票の支援体制を導入すべきと選挙管理委員会に答申を出したらいいと思います。

委員：投票所の見直しは必要で、どういう形になるかわからないが、急にすべてを変えろというよりかは、段階的な見直しが必要だと思う。以前の選挙で、投票所が狭くて車いすの方がうまく回れないことがあり、身体障がいを持つ方もストレスがかからずスムーズに投票ができる環境が必要だと感じた。よって、投票所についてはバリアフリーの観点からも考える必要があり、それも含めた投票所の見直しだと思うので、みんなが投票へ行きやすいように答申を出せたらいいと思っている。

会長：答申案の3の(3)に記載されている内容になるかと思います。当初からそのような理屈付で見直しをする予定で、単に行政の負担の話だけではなく、今のままでは投票環境として十分ではないところがあるので、より利便性のあるところに集約していくのは一つの見直し案の根拠になるかなと思います。

委員：今年度中に答申を提出する予定なのか、来年度にまたがっていいのか。

事務局：委員の交代等ありますので、今年度中に提出いただきたい思いです。

委員：12月に答申を提出予定とあるが、そうなると会議はあと1回なのか。

事務局：あと1回でご意見をまとめていただくのが難しいのであれば、今後の回数等の計画をお話いただきたいと思います。

委員：回数を増やしてもまとまらないと私は思う。言い方は悪いが、誰も文句を言わない、当たり障りのない答申を出して、それを選挙管理委員会が責任をもって議会議案に提案するならそれもいいと思う。

委員：そうなるとこの審議会の意味がなくなってしまうので、この審議会で選択した方針を出したほうがいい。

会長：方向性や何かしらの結論は出したほうがいいでしょうし、そこに全然違う意見もあったことは記入してもいいと思います。

委員：議論が煮詰まってきて初めて出てくる意見もあると思うし、今の状況はまだそこまで議論ができていないと思われるので、もう少し議論をしたほうがいい。

会長：私は最初から同じ議論をずっとしている認識です。

委員：現状のままではいけないという認識が大半だと思うので、もう少しその部分の議論をするべきだ。

委員：減らす手法の問題だと思う。数字だけでいくつにしようという話ではなく、たとえば3kmの件も、住宅地と山間部の3kmでは全然違うと思うので、その違いを見ろという視点が大事だと思う。減らし方も一気に減らすのか、徐々に減らすのかは検討材料だと思う。

会長：激変緩和措置を取るほうがいいという意見が多数かと思いますが、一気に投票所の数を変えないでほしい、という文言を答申案に入れたほうがいいと思います。地域の事情をよく見て極力投票所を残す方向でいくのがおそらく皆さんの意見かなと思います。たくさん減らすべきではないという意見が多いと感じますが。

- 委員：交通弱者の方がどれだけいるのか調べたことはないが、投票所が減ったときに交通弱者の方がどのように投票所にこられるか想像がつかない。答申に意見として書くのは良いが、断定して記載をするのではなくあくまで一つの意見として記載をしてほしい。
- 会長：答申案に個人名はでませんし、議事録も個人名がでる訳ではないので大丈夫だと思います。
- 会長：まだ少し時間がありますので、議論したいことがありましたらお願いします。
- 委員：具体的な投票所の数について諮問されているという認識でいいか。
- 会長：具体的に投票所の数の諮問がでている訳ではなく、あくまで案なので、具体的に決まっている訳ではありません。
- 委員：実際のところ、審議会の一つの審議資料として事務局からたたき台として出されている答申案に記載されている数字に対して、現実的にどうするのかという議論が中心で、その部分を議論することが重要である。現状維持なのか、または激変緩和措置で段階的に集約していくのかなど議論をしていき、議論の方向性の集約については、今後のタイムスケジュールを考慮しながら考えなければならない。玉虫色の答申では何のための審議委員なのかという話になるので、数字に関してどういう意見をもっているのか具体的な答申をすることが審議委員の責務ではないかと思う。
- 会長：選挙管理委員会が具体的な数字を出している訳ではなく、あくまで事務局が案として数字を出しているので、どういう結論を出しても構いませんし、そもそも数字に対してどう思うかを聞かれている訳ではないと思います。
- 委員：会議の進め方、話し方の部分で、もう少し甲賀市民の気持ちに寄り添った進行をしてほしい。
- 会長：気持ちの問題ではなく、実際選挙管理委員会から投票区の編成に対してどう判断するか議論してもらうよう依頼されているはずです。そして、審議の中身については、みなさんに決めていただくことだと思っています。私自身はここに住んでいないので意見としてはありませんが、みなさんの意見を尊重したいと考えています。

- 委員：私たちは数字があるからそれを基に考えてきた訳で、数字は何もないと言われると違和感がある。この数字はこうしたいという意向があって、審議委員に審議してほしいという依頼をするための数字であると思っているため、慎重に審議してきたつもりである。
- 会長：答申案の数字はおかしいという意見で固まっていると私は思っており、事務局が出してきた案のように減らせないという議論がされてきたと認識しています。
- 委員：最低でも審議はあと2回必要だと思う。最終的な結論の取り方を次回決めてもらって、その次の2回目の時に答申案の最終案を出してもらい、その修正をして終了という形かと思う。
- 会長：現段階では投票所をいくつにするのか数は記載せずに答申を出す予定ですが、数字を出したほうがいいのかというご意見ですか。
- 委員：そこまでは言っておらず、タイムスケジュールの話をしている。あと何回審議して、次回の会議では何を議論するかを決めてほしい。最低でもあと2回、理想はあと3回必要だと思う。
- 会長：わかりました。日程については事務局と相談して決めたいと思います。
- 委員：今後の方向性を確認したほうがいいですね。
- 会長：あと2回会議をするとして、次回は何を議論したいかご意見はありますか。
- 委員：この審議会の方向性を決めることと、答申案を作るための調整作業をしたい。
- 委員：それでは、次回第5回で答申案の方向性を決めて、それを受けて作成した答申を第6回の審議会で提出するという形で進めてはどうか。
- 会長：それでは、次回のことについて事務局から説明をお願いします。
- 事務局：ありがとうございます。次回第5回になりますが、また日程を調整して開催をしたいと思います。みなさんに提案なのですが、日程の候補を挙げますので、それでご回答いただいた中で日程を決めたいと思います。12月で一度調整したいと思います。

会 長：閉会にあたりまして、副会長から閉会の挨拶をお願いします。

4. 閉会あいさつ（副会長）

会 長：それでは、以上で本日の会議は終了します。みなさまありがとうございました。

16時04分 終了